

令和4年度介護サービス事業者説明会（集団指導）【介護老人保健施設、介護医療院、短期入所療養介護】 **正 答**

確認問題1（必須）

高齢者虐待について、次のA～Cの選択肢の中から誤っている説明を1つ選んでください。

- A 身体を叩く、蹴る等の暴力行為はもちろんのこと、暴言や罵声を浴びせる等の「言葉の暴力」も虐待に該当する。
- B 施設内で虐待が疑われる事案を発見した場合は、必ず市町村に通報しなければならない。
- C 令和3年度制度改正により虐待防止のための措置（虐待防止のための委員会の開催や指針の整備等）が新たに義務付けられたが、研修は年に1回だけ実施すればよい。（令和6年3月31日までは努力義務）

誤っている説明 C

【解説】

虐待防止のための研修は、介護老人保健施設と介護医療院は年2回以上、短期入所療養介護は年1回以上の定期的な実施が義務付けられています。（運営基準資料 P8）

確認問題2（必須）

介護保険に関する届出等について、次のA～Cの選択肢の中から誤っている説明を1つ選んでください。

- A 事業所が同一中核市にのみ所在する場合、業務管理体制の整備に関する届出の提出先は都道府県である。
- B 管理者を変更する場合、市への管理者承認申請書の提出が必要となるが、市の承認が得られれば医師以外の者を管理者とすることが可能である。
- C 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は、加算を算定しようとする月の1日までに市に提出する必要がある。

誤っている説明 A

【解説】

事業所が同一中核市にのみ所在する場合、業務管理体制の整備に関する届出の提出先は当該中核市です。（人員基準資料 P22）

確認問題 3 (必須)

令和3年度運営基準改正事項について、次のA～Cの選択肢の中から誤っている説明を1つ選んでください。

- A 事業者は、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するために、業務継続計画の策定、従業員への周知、研修及び担当者を置く措置を講じなければならない。(令和6年3月31日までは努力義務)
- B 事業者は、施設において感染症の予防及びまん延の防止のため、訓練の実施の措置を講じなければならない。(令和6年3月31日までは努力義務)
- C 事業者は、虐待の発生・再発を防止するため、虐待防止検討委員会の開催、指針の整備、研修の実施及び担当者を置く措置を講じなければならない。(令和6年3月31日までは努力義務)

誤っている説明 A

【解説】

業務継続計画の策定に伴い事業者が講じなければならない措置には、①計画について従業員へ周知すること、②定期的な研修及び訓練(シミュレーション)を実施すること、③定期的に計画を見直し、必要に応じて計画を変更することなどがありますが、担当者を置くことまでは基準上求められていません。(運営基準資料 P5)

確認問題 4 (必須)

介護保険負担限度額認定について、次のA～Cの選択肢の中から誤っている説明を1つ選んでください。

- A 市民税非課税の世帯であることが対象要件の一つであるが、この世帯には、世帯を分離している配偶者(事実婚も含む)も含める。
- B 認定証の有効開始年月日は、必ず申請した月の1日からとなる。
- C 外泊期間中の補足給付支給は、介護報酬の外泊時費用の対象期間(6日間)に限定される。

誤っている説明 B

【解説】

生活保護受給者・境界層対象者は、生活保護受給開始月・境界層対象認定月の1日まで有効開始年月日の遡りが可能です。(介護報酬資料「短期入所療養介護」P9)